
道路・河川敷地占用について

担当:建設水道課 管理係 0135-42-2181

■道路占用の手続き

道路は本来一般交通のために利用されるものですから、工事のために一時的に使用したり、看板を設置するなど、道路本来の目的以外の事に使用する場合は事前に許可を受けなければなりません。

国道や道道など、道路の管理区分ごとに申請先が異なりますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

- ◇町道・・・古平町建設水道課管理係
- ◇道道・・・小樽建設管理部余市出張所施設保全室(管理) (0135-23-2196)
- ◇国道・・・小樽開発建設部小樽道路事業所管理係 (0134-22-9116)

1 占用申請に必要なもの

町道

道路占用許可申請書(古平町道路占用規則別紙様式)

道路占用の場所及び物件の構造を明らかにした図面など

■河川敷地利用手続き

河川は、災害の発生が防止され、公共の安全が守られるよう適正に管理する必要がありますので、敷地を使用する場合は事前に許可を受けなければなりません。

河川の管理区分によって申請先が異なりますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

- ◇普通河川・・・古平町建設水道課管理係
- ◇2級河川・・・小樽建設管理部余市出張所施設保全係(管理) (0135-23-2196)

1 申請に必要なもの

普通河川

許可申請書(普通河川)・・・古平町普通河川管理条例施行規則別記第1号様式